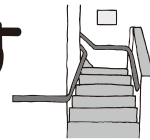


固定資産税を減額します

～住宅のバリアフリー改修・省エネ改修工事～



バリアフリー改修

高齢者などが自宅で安心して生活を送れるように、バリアフリー改修を税制面で支援します。

対象となる家屋

平成19年1月1日以前に建築された住宅（賃貸住宅を除く）で、申告時まで、次のいずれかの方が居住している住宅

- ・65歳以上の方
- ・要介護認定または要支援認定を受けている方
- ・障害のある方

対象となる改修工事

工事費（自己負担分）が30万円以上で、次の要件に該当するもの。

- ・通路などの拡幅
- ・階段の勾配の緩和
- ・浴室の改良
- ・便所の改良
- ・手すりの取り付け
- ・床の段差の解消
- ・引き戸への取り替え
- ・床表面の滑り止め

減額内容

改修工事を行った住宅に係る翌年度の固定資産税額を、3分の1減額します。

※床面積100㎡相当分までを限度とします。

申告書の提出

改修工事が完了した日から3か月以内に、申告書と次の必要書類を税務課に提出してください。

- 住民票
- 各種手帳の写し
- 工事明細書
- 工事の領収書
- 写真など

省エネ改修

地球温暖化防止に向けて家庭からのCO₂排出量の削減を図るため、省エネ改修を税制面で支援します。

対象となる家屋

平成20年1月1日以前に建築された住宅（賃貸住宅を除く）

対象となる改修工事

工事費が30万円以上で、現行の省エネ基準に新たに適合するもの。

- ① 窓の断熱改修工事
- ② ①の工事と併せて実施した次の工事
 - ・床の断熱改修工事
 - ・天井の断熱改修工事
 - ・壁の断熱改修工事

減額内容

改修工事を行った住宅に係る翌年度の固定資産税額を3分の1減額します。

※床面積120㎡相当分までを限度とします。

申告書の提出

改修工事が完了した日から3か月以内に、申告書と次の必要書類を税務課に提出してください。

- 住民票
- 省エネ改修に要した費用を証明する書類
- 熱損失防止改修工事証明書（登録された建築士事務所に属する建築士、指定確認検査機関または登録住宅性能評価機関が発行する証明書）

問合せ

税務課課税担当

☎62-1461

※住宅耐震改修にかかる固定資産税の減額もありますので、詳細については税務課へお問い合わせください。

枝きりにご協力を

道路に樹木や物がはみ出すと、交通の支障となり思わぬ事故を招く危険があります。

お願い

- ・樹木の伐採や枝払い、倒木の撤去にご協力ください。
- ・車道や歩道上に物を放置しないでください。

作業時の注意

- ・電線がある場所での伐採作業は危険です。事前に東京電力やN T Tに連絡して、立ち会いのもとで行ってください。
- ・通行車両、歩行者の安全確保と、樹木からの転落などに十分ご注意ください。

問合せ 建設課管理都市計画担当

☎62-1463

住宅リフォームに助成

町民生活の向上と町内小規模事業者の振興を図ることを目的として住宅リフォーム工事をした場合、4万円の助成が受けられます。

対象

- ① 皆野町民で滞納がないこと。
 - ② 申請者が居住する住宅であること。
- ※町で実施している他の住宅改修に係る助成制度とは重複して受けることはできません。

対象工事

- ① リフォーム費用が20万円以上の工事であること。
- ② 町内の小規模契約希望者登録をしている施行業者に依頼して行った工事であること。

助成額 4万円

※助成金の交付は一つの住宅について1回限りです。

問合せ 産業観光課商工観光担当

☎62-1462